

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月10日（木）午前9時00分から午前9時27分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（2名）

5番	鈴木	穰
担当区域4	白戸	卓郎

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

議案第23号 非農地等証明に係る意見について

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消し
について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、8月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。4番の中山静子委員と6番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第21号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が7件、賃貸借権設定が1件です。

【議案第21号、所有権移転の整理番号22～28、賃貸借権設定の整理番号15について説明】

3ページの所有権移転の整理番号22番については、田舎館地区の集会施設から東へ約200mに位置する農地です。

譲渡人が東京都へ転居することになり、農地を手放したい旨を不動産会社に相談したところ、譲受人が取得を希望したものです。

なお、譲渡人と譲受人が同じ住所になっていますが、これは譲渡人が転出した後の住宅に、譲受人が転入してきたためです。

また、整理番号23番につきましても同じ経緯となっており、こちらは自宅の裏にある農地です。22番、23番ともに取得後はナス、ミニトマト等の野菜を作付けする予定となっております。

次に、整理番号24番については、やすらぎの郷の北西約200mに位置する農地です。

かねてから譲渡人は手放したい意向であったため、あっせんの申し出があったものですが、今回、不動産会社を通して、譲受人から取得の希望があり売買することとなったものです。

譲受人は、住宅を建てるため隣接する宅地も購入する予定となっており、当該農地は家庭菜園として、トマト、キュウリなどを作付けする予定です。

次に、4ページの整理番号25番については、日本フードパッカーの南側約50mに位置する農地です。

譲渡人が経営効率の見直しを図るため、隣接農地の所有者である譲受人に申し出て、売買することとなったものです。

譲受人は、これまでは下限面積要件のため取得する事ができませんでしたが、先般の法改正により下限面積要件が撤廃されたことから、今回の申請に至ったものです。

次に、整理番号26番については、光田寺コミュニティセンターの北北西約160mに位置する農地です。

譲受人は、10年程前にこの農地に隣接する宅地を譲渡人から購入して

おり、現在は元々家屋であった建物を物置として使用しております。

当該農地につきましては、現状、草刈り等の管理は譲受人が行っており、また、土地の一部に自家消費の野菜を作付けしております。

先般の下限面積要件撤廃に伴い、双方で協議の上、所有権移転手続きを行うこととなったもので、取得後は家庭菜園として使用する予定となっております。

次に、5ページの整理番号27番につきましては、新町会館の南南西約180mにある11筆、3,078㎡と二津屋会館の北東約150mにある2筆、4,195㎡の農地です。

当該農地は、令和4年5月に譲渡人が新規就農する際に取得したのですが、譲渡人の勤めが忙しく、農作業に手が回らないため、自らの知人を通して譲受人に売買を申し出て、手続きに至ったものです。

譲受人は会社員で、農地を取得するのは初めてであるため、事前に委員による面談を行っており、適切に耕作する見込みがあると判断されたところです。

取得後は、枝豆、馬鈴薯、ネギ、アスパラガスなどの作付けを予定しております。

次に、整理番号28番につきましては、農村婦人の家の北北西約600mに位置する農地です。

かねてから、隣接地を耕作する譲受人が取得を希望していたもので、下限面積要件撤廃に伴い、所有権移転手続きを行うこととなったものです。

取得後は、隣接地と併せて苗代として使用する予定です。

次に、6ページの賃貸借権設定の整理番号15番については、境森集会所の南西約400mにある2筆、3,530㎡と境森集会所の北約280mにある11筆、12,845㎡の農地です。

これまで中間管理事業による賃貸借を行っていたものですが、賃借人から中間管理機構への支払が滞ったことにより、合意解約に至ったものです。

しかし、賃貸人は引き続き賃借人との貸借を希望しているため、農地法による貸借に切り替えを行ったものです。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第21号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第21号は原案のとおり決定することとします。

次の議案第22号につきましては、推進委員の鈴木哲也委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(鈴木哲也推進委員 退席9:13)

それでは議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が2件です。

【議案第22号、所有権移転の整理番号29～32、賃貸借権設定の整理番号72～73について説明】

8ページの所有権移転の整理番号29番については、高田公民館の北約550mに位置する農地です。

経営規模拡大により、譲受人が取得するものです。

次に、整理番号30番については、大根子公民館の南約430mに位置する2筆、660㎡です。

経営規模拡大を希望する譲受人からの申し出によるもので、取得後はにんくを作付けする予定です。

次に、整理番号31番については、豊蒔地区農業集落排水処理施設から南へ約370mのところにある農地です。

所有者死亡により、相続財産管理人と隣接地の耕作者である譲受人が協議の上、売買することとなったものです。

次に、9ページの整理番号32番については、高田公民館の南東約620mに位置する3筆、4,866㎡です。

譲渡人は札幌市に本店を置く農業法人ですが、本村における事業から撤退することになったため、譲受人と協議し売買することとなったものです。

続いて、10ページの整理番号72番から11ページの整理番号73番までは、農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

今回の件数は2件で、合計面積は27,508㎡です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第22号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第22号は原案のとおり決定することとします。

(鈴木哲也推進委員 着席9:16)

次に議案第23号「非農地等証明に係る意見について」を議題といたします。

田舎館村農業委員会非農地等証明書交付に関する事務処理要領の規定により、別紙のとおり非農地等証明願の提出があったので、意見を求めるものであります。事務局から説明願います。

事務局 今回の非農地等証明の願出は2件ございます。

まず、整理番号1番について、願出人は、黒石市の●●●●さんです。
土地の場所は、高樋老人福祉センターの南東約210mに位置する宅地に囲まれた土地で、願出人の所有する敷地内に点在する3筆、合計406.6㎡です。

次に、整理番号2番について、願出人は、黒石市の●●●●さんです。
土地の場所は、高樋の旧ファミリーマート跡地に隣接する土地で、面積は2筆で合計597㎡です。
以上でございます。

会 長 次に、現地調査の結果報告を1番の葛原慶仁委員からお願いします。

現地調査委員(1番 葛原慶仁委員)

7月26日に、山本久行委員、鈴木穰委員、事務局職員と工藤秀範推進委員と私の5名で現地調査を行いました。

整理番号1番の調査結果について、所見といたしましては、当該農地は住宅地の中にあつて道路より低くなつていて、報告書では20年以上前からありますが、推進委員の話によると実際はそれよりもっと前から耕作

されていない土地であります。また、所々に建物の跡と思われる基礎部分が残されており、畑として使うのはちょっと無理があるのではないかというように見受けられました。

次に、整理番号2番につきましては、皆さんご存知かと思いますが、ファミリーマートさんが建っていた土地で、今現在解体されている所です。

ここは地目が田になっていますが、土が4m以上積まれていまして、そうしてコンビニとして使われていた場所ですので、これを田に戻すというのもほぼ無理なのではないかと思われますので、調査員の皆さんの見解としては非農地として問題無いのではないかというものです。

以上です。

会 長 それでは、審議に入ります。
 議案第23号について、ご意見、質問等ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 無いようですので、議案第23号については、非農地と判断することに決定いたします。

次に、議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題といたします。

当事者の申し出により、農地法第3条第1項の規定に基づく別紙の許可処分を取消ししたいので、承認を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについてご説明いたします。

整理番号1番につきましては、令和4年12月の総会で許可の決定をした農地であります。許可後、登記前に譲渡人が死亡したことから、今回、許可証の返却の申出があったものです。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
 議案第24号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第24号は原案のとおり承認することとします。
次に、議案第25号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第25号については初めての議案になりますので、まずは制度からご説明いたします。

今年度より、地域計画が策定されていない地域において、農地中間管理機構による貸借で受け手の再配分を行う場合、農業委員会から機構に対して、農用地利用集積等促進計画作成の要請が必要となりました。促進計画作成の要請の際には、要請の前日までに総会等で農業委員会の組織としての意思決定が必要となるため、本会で審議を求めるものです。

以上を踏まえまして、議案のご説明をいたします。

19ページの整理番号1番は、前田屋敷字西中野の畑、1筆、1,772㎡について2年間の賃貸借権設定となっております。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第25号に対して、意見、質問等ありませんか。

2番委員（菊地 卓朗）

この農地は所有者不明農地となっておりますが、亡くなった所有者の方の跡を継いでいる人はいるのですか。

事務局（鈴木）

この土地については、亡くなった所有者の方から相続する人がいないため、所有者不明農地となっているものです。

会 長 他にありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第25号は原案のとおり決定することとします。次に、報告事項に入ります。

報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第15号について説明いたします。
報告第15号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。
今回は、21ページの整理番号47番から22ページの50番までの4件で、いずれも中間管理事業に係る合意解約となっております。
以上で説明を終わります。

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第15号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。